

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	連結納税制度におけるみなし決済損益額に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>連結納税制度に係る連結所得の金額の計算規定</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>連結法人間のデリバティブ取引に係る「みなし決済損益額」の取扱いについて所要の措置を講じること。</p>		
関係条文	法人税法第81条の3第1項 等		
減収見込額	<p>[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>連結法人間のデリバティブ取引における連結所得の金額の計算を明確にすることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>連結納税制度を採用している連結法人間のデリバティブ取引につき、連結法人間の公正価値評価は、その連結所得の金額の計算において、理論上は相殺されるべきところ、公正価値評価に関する制度の導入時期が連結法人間で異なることによって、相殺されないケースが指摘されていることから、本施策によって明確にする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	デリバティブ取引における連結所得の計算を明確化させることで、連結法人間のデリバティブ取引における適切な公正価値評価の阻害を防止し、強固な金融システムを構築する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	連結法人間で行われるデリバティブ取引において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	課税関係が明確化されることにより、連結納税制度における連結所得の金額の計算の適正化に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は連結法人間のデリバティブ取引において、内部取引を連結所得に含めないように課税関係を明確化するものであり、連結所得の金額の計算の適正化につながることから妥当である。
ページ		4-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。